

総合研究大学院大学学融合推進センター運営委員会規程

平成 22 年 3 月 25 日

大学規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、総合研究大学院大学学融合推進センター規則（以下「規則」という。）第 8 条の規定に基づき、総合研究大学院大学学融合推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 運営委員会は、次の各号に掲げるセンター運営に関する重要事項を審議する。

- (1) センターの事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) センターの予算及び決算に関する事項
- (3) センター職員の人事に関する重要事項
- (4) 学内共同研究に係るに関する重要事項
- (5) センターの事業の執行状況の評価に関すること
- (6) その他センターの運営に関する事項

(委員)

第 3 条 センター運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各研究科の教員の中から推薦された者 各 1 名
- (3) センター所属の教員のうちセンター長が指名する者 4 名以内
- (4) その他センター長が指名する者 2 名以内

2 第 1 項第 2 号から第 4 号までの委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 第 1 項第 2 号から第 4 号までの委員が欠員となったとき、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 4 条 センター長は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が議長の職務を代行する。

(定足数)

第5条 運営委員会の定足数は、第3条第1項第2号及び第3号の委員の過半数とする。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6条 運営委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者を運営委員会に出席させて、その意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 議長は、運営委員会の開催の場所及び日時並びに議決事項その他の事項について、議事録を作成しなければならない。

(特別委員会の設置)

第8条 運営委員会の下に、運営委員会が定めた特定の事項を処理するため特別委員会を設置することができる。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成22年4月1日大学規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。